

異議申立審査役年次活動報告書

2025年度

国際協力機構
環境社会配慮ガイドライン
異 議 申 立 審 査 役

異議申立制度について

2010年4月に国際協力機構（以下「JICA」）が公布した「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」¹（以下「ガイドライン」）の遵守を確保すること等を目的として、2010年4月に公布された「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」²（以下「異議申立手続要綱」）に基づき、JICAの事業担当部署及び環境社会配慮審査部署（以下「事業担当部署」）から独立した「異議申立審査役」（以下「審査役」）が設置されています。

異議申立手続は、(1) JICAによるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること、及び、(2) ガイドラインの不遵守又は不遵守が疑われることを理由として生じた協力事業に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、申立人及び相手国等（相手国、地方政府を含む相手国政府、借入人又はプロジェクト実施主体者）の合意に基づき、当事者（申立人及び相手国等）間の対話を促進すること、を目的としています。

審査役は、独立性、中立性、効率性、迅速性、透明性の基本原則に則って、その目的の実現を進めることとされています。

年次活動報告書について

本活動報告書は、異議申立手続要綱に基づき、2025年度における審査役の活動状況を公表するものです。

異議申立手続要綱や過去の活動状況等については、JICAウェブサイトの「異議申し立て制度」（<https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>）をご参照ください。

¹ 2022年1月に改正されました。詳しくはJICAのウェブサイト(<https://www.jica.go.jp/environment/guideline.html>)をご参照下さい。

² 2022年1月に改正されました。詳しくはJICAのウェブサイト(<https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>)をご参照下さい。

序 文

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」に基づき作成されたものです。

異議申立手続要綱が定める審査役の活動の目的は、JICAによるガイドラインの遵守確保のため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査すること、また、協力事業に関する環境・社会問題にかかる紛争の迅速な解決のため、当事者間の対話を促進することです。

2025年度においては、1件の異議申立につき手続を実施しました。

この場を借りて、異議申立手続に関する活動にご協力頂いたすべての関係者に感謝を申し上げます。

2026年7月

異議申立審査役

掛川 三千代(かけがわ みちよ)
創価大学 経済経営学部 教授

作本 直行(さくもと なおゆき)
日本貿易振興機構(JETRO)・アジア経済研究所 名誉研究員

村山 武彦(むらやま たけひこ)
埼玉大学 社会変革研究センター 客員教授

(五十音順)

I. 当年度中の活動概要

1 受理件数

2025年度における異議申立の受理は1件でした。

2 手続開始決定案件数/留保件数/却下件数

2025年度に手続開始決定となった案件はネパール「ナグドゥンガ・トンネル建設事業」(有償資金協力)の1件でした。手続開始決定が留保となった案件や却下となった案件はありませんでした。

ネパール「ナグドゥンガ・トンネル建設事業」については、2025年8月22日から10月24日にかけて予備調査を実施した結果、10月24日に手続開始を決定し、申立人に通知しました。

3 留保・却下の理由分析

該当なし。

4 異議申立にかかる審査役調査報告書の作成

2025年度における異議申立にかかる調査報告書の作成件数は、ネパール「ナグドゥンガ・トンネル建設事業」の1件でした。

(1) ネパール「ナグドゥンガ・トンネル建設事業」に係る調査報告書の作成

審査役は、2025年10月25日から2026年2月24日にかけて、申立人を含む現地ステークホルダー、JICA事業担当部、ネパール政府関係機関等へのヒアリングや現地視察を行うとともに、紛争解決に向けた当事者間の対話について現状を確認しました。加えて、収集した資料の確認・検討を行い、2026年2月24日に国際協力機構(JICA)理事長(以下、「理事長」)に対し調査報告書を提出しました。

(2) ガイドライン不遵守の指摘にかかる分析

審査役は広範な検討・調査を行い、水供給プログラムの計画時における対策の検討に不十分な点があり、ガイドライン第1.6.2条で示されている別紙1の「対策の検討」第1項に示されている代償措置の検討について、JICAによる相手国等への確認が不十分であったと結論付けました。そのため審査役は、ガイドラインの不遵守に該当する時期があったと判断しました。その他の点については、ガイドライン上の明らかな不遵守があったとまではいうことはできない

ものの、改善すべき点が確認されたため、JICA に対して、以下の提言を行いました。

i. 地域住民の生命と生活を十分に考慮し、被影響住民に寄り添った形での協力の推進

飲用水と灌漑への影響が早い段階から予測されており、影響が出た案件である。給水システムを構築するという対策は当初から決まっており、実施したものの遅れが生じていた。飲用水という人々の命と健康に直接的に影響を与える給水事業については、まずは地下水の減少や井戸水の枯渇という問題が生じる前に完遂させ、その後、プロジェクト全体の事業を進めるべきである。本事業において、事業引渡し後の一定期間は、被影響住民の給水システムに問題がないかについて、実施機関が引き続きモニタリングを行うようにJICAから働きかけを行い、確認をしていただきたい。

ii. 飲用水と灌漑に関する地下水や水源へのアクセスの回復と、水使用料について

飲用水と灌漑に関する地下水や水源へのアクセスは、可能な限り、工事前と同じ水準まで回復するよう、実施機関が予定している本リフティグ事業が遅延なく進むよう、JICA も引き続き進捗を確認し、対話を通じて働きかけを行ない、且つ必要な支援をしていていただきたい。加えて、本リフティング事業、及び道路局とチャンドラギリ市間の本合意書に基づき実施された本給水プロジェクト下における給水使用の有料化については、本事業があったからこそ必要となった対策であるという背景を考慮し、政府関係機関と住民間の対話を続け、全関係者の同意に基づく形での持続可能な給水事業になるよう、JICA としても進捗を確認し、必要な助言をしていていただきたい。

iii. 灌漑からの影響と農作物に対する補償（「農地でない場所」であっても、損失があったことへの補償）

道路局及び灌漑局は、農地利用が正式に表明され、農地登録をされた土地で損失の影響があった場合の補償申請は受け付け、対応済みとのことであった。他方、農地登録をしていない土地での農業活動についても、雇用や生計手段等への影響という視点では影響のスコープに入っており、これらについても、実施機関等が適切な対応を検討するよう、JICA より働きかけをし、それら対応策の確認をしていただきたい。また、それら対応策が確実に実施されるよう、JICA より実施機関等に対し働きかけをしていただきたい。

iv. モニタリング項目の必要に応じた見直しと報告時のフォーマットの工夫

モニタリング項目について、相手国等とJICA との間で本ミニッツにおいて合意済みであるものの、定期的な進捗の更新の際には、特に被影響住民の経済社会面に留意しつつ、必要に応じて見直すこと(追加する項目がないかなど)を強く勧める。本事業は引き渡し後も2年ほどはモニタリングが続くため、現状の数値データの報告にととまらず、JICA 職員が確認した際に注視すべきリスクを把握しやすい記載方法について、実施機関等と協議していくことを強く勧める。特に、モニタリング項目については、例えば、「ワークプランと異なった事項」、「緊急に対応した事項(緊急に対応が必要となった事項)」など、見出しを工夫するだけで、JICA側の担当者にも目につきやすくなると考えられるため、これらのフォーマットや書き方について留意していただきたい。

(3) 当事者への調査報告書の送付

「ネパールナグドゥンガ・トンネル建設事業 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る報告書」の英訳版を、2026年2月28日に申立人に送付しました。ネパール政府関係者に対しては、JICAネパール事務所を通じて送付しました。また、同年3月15日には申立人側より同報告書のネパール語訳の提供が求められたため、同年4月14日にネパール語版の報告書を申立人に送付しました。

(4) 調査報告書の公開

「ネパールナグドゥンガ・トンネル建設事業 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る報告書」を、2026年3月19日にJICAのウェブサイト(下記URL)で公開しました。

i. 日本語版(正本)

https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/objection/_icsFiles/afieldfile/2026/03/18/Report20260224Japanese.pdf

ii. 英語版(正本の翻訳)

https://www.jica.go.jp/english/about/policy/environment/objection/_icsFiles/afieldfile/2026/03/18/Report20260224English.pdf

(5) JICAの事業担当部署からの意見書

調査報告書の内容に対し、JICAの事業担当部署より、2026年3月24日付の意見書が、JICA理事長に提出されました。事業担当部署は、審査役の提言(上記(2))を踏まえて以下のように対応する、としています。

i. 地域住民の生命と生活を十分に考慮し、被影響住民に寄り添った形での協力の推進

本事業において、今後とも実施機関等により、適切なタイミングでの緩和策の実施がなされるよう努めていく。現在、本事業の被影響地域における給水システムの整備は完成し、住民の代表で構成される水管理委員会の下で運用されていることを確認している。今後も、事業引き渡し後の一定期間、給水システムに問題がないかを道路局が適切にモニタリングするよう働きかけを行い、その結果を確認する。

ii. 飲用水と灌漑に関する地下水や水源へのアクセスの回復と、水使用料について

道路局は、「リフティング事業」の実施について、関係省との調整や、隣接する自治体・住民からの了解及び実施可能性の技術的検討が必要との見解を示している。また、「水供給プログラム」を通じて新たに導入された給水設備は、事業完了後、自治体に施設管理が移管され、他地域と同様に、ネパールの関連法に基づき、設備の運営維持管理費用を住民が分担して負担することとなっている。そのため、「リフティング事業」の実施や、事業完了後の給水使用の無料化については、地域住民間で新たな係争が生じないよう、今般の申立の被影響地域に加え、近隣の自治体や住民との公平性も考慮し、慎重な検討が必要であると認識している。今後とも、道路局等が近隣の自治体や住民を含めて丁寧な対話を継続し、全ての関係者間の同意に基づく対応が検討されるよう、進捗を確認し、必要な働きかけを行う。

iii. 灌漑からの影響と農作物に対する補償(「農地でない場所」であっても、損失があったことへの補償)

今回の提言を踏まえ、農地登録をしていない土地での農業活動について、道路局等が本事業実施による住民の生計手段への影響有無を確認し、影響が認められる場合には、住民が農地利用を表明しない背景にも留意し、適切な対応策の検討と実施がなされるよう、引き続き必要な確認と働きかけを行う。

iv. モニタリング項目の必要に応じた見直しと報告時のフォーマットの工夫

本事業においては、案件審査時に合意したモニタリングフォームに加え、道路局や事業関係者等からの情報収集やプロジェクト進捗報告書等を基に、被影響住民の経済・社会面も含めた環境社会配慮モニタリングを実施してきた。本事業では、フォーマットや記載方法により、JICA側の担当者のモニタリング上の支障は生じていないと認識しているが、今後の事業実施状況を踏まえ、必要に応じてモニタリング項目の追加やフォーマットの見直しに努める。

同意見書は、JICAのウェブサイト(下記URL)で公開されています。

i. 日本語版

https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/objection/_icsFiles/afldfile/2026/03/25/OpinionJICA20260324Japanese.pdf

ii. 英語版

https://www.jica.go.jp/english/about/policy/environment/objection/_icsFiles/afldfile/2026/03/25/OpinionJICA20260324English.pdf

(6) JICA理事長からの指示

調査報告書及びJICA事業担当部署からの意見書を受け、JICA理事長は事業担当部署に対して、「2026年3月24日付の事業担当部署の意見書に記載された対応方針を着実に実施すること」という指示を行いました。

II. 他の機関との連携・協調

1 IAMnet

独立アカウンタビリティ・メカニズム・ネットワーク (Independent Accountability Mechanisms Network: IAMnet) は、国際金融機関・開発援助機関における環境社会配慮にかかるアカウンタビリティ及びコンプライアンスの強化に携わっている実務者が、定期的に意見交換を行うためのネットワークです。JICAの異議申立審査役・事務局は、2016年よりオブザーバーとしてIAMnet年次総会に参加し、2019年6月から正式にIAMnetに加盟しています。

2025年10月6日から9日にかけて、IAMnetの年次総会が、カリブ海開発銀行 (Caribbean Development Bank) の Office of Integrity, Compliance, and Accountability、米州開発銀行グループの Independent Consultation and Investigation Mechanism、そして国際金融公社

(International Finance Corporation)と多数国間投資保証機関(Multilateral Investment Guarantee Agency)の Compliance Advisor Ombudsman の共催によりバルバドスのブリッジタウンで開催され、掛川審査役が参加しました。年次総会では、国際協力に関する情勢や、複数の国際金融機関で実施されている環境社会配慮の政策レビューについて、情報共有や協議が行われました。また、10月8日には市民社会組織(Civil Society Organizations)とIAMnetとの円卓会議が開催されました。これら会議への参加により、審査役は、国際金融機関、海外の開発援助機関、市民社会組織との情報共有と連携強化に取り組みました。

2 GRAM Partnership

苦情処理メカニズム及びアカウンタビリティ・メカニズム・パートナーシップ(Grievance Redress and Accountability Mechanisms Partnership: GRAM Partnership)は、緑の気候基金(Green Climate Fund: GCF)の独立救済メカニズム(Independent Redress Mechanism: IRM)が設立したネットワークです。IRMは、GCFが被援助国における事業の実施主体者として認証したダイレクトアクセス機関(Direct Access Entities)の環境社会配慮にかかる苦情処理メカニズム及び独立査察制度を強化するとともに、その活動から得た知見を、JICAを含む認証機関(Accredited Entities)と共有する役割³を担っています。JICAの異議申立審査役・事務局はGRAM Partnershipに加盟しており、協議やセミナーへの参加等を通して、GCFを含む他機関の苦情処理メカニズム及び独立査察制度との協調・連携の強化を図っています。

3 協調融資案件に関する情報の共有

ネパール、タナフ水力発電事業(有償資金協力)は、アジア開発銀行(ADB)、欧州投資銀行(EIB)、JICAによる共同融資案件として進められていますが、異議申立書が、現地住民代表からADBに対し(Office of Special Project Facilitator (プロジェクトと住民間の仲介役となり、対話等を通じて問題解決を支援するADBの独立したオフィス))を通じて提出されています(受領日は2025年1月3日)。他方、EIBは、2021年6月3日に住民からの異議申立を受領し、現在、審査中となっています。

本件については、ADBが、EIB、JICA事業部とも連携しながら、現地調査、問題解決のための関係者間の協議、及び様々なサポートを続けており、右情報を受け、異議申立調査役は、JICA事業部に対して本案件の進捗状況と環境社会配慮について照会し、2025年5月27日、

³ Green Climate Fund (2022), *Providing Leadership to the Rising Grievance Redress and Accountability Mechanisms (GRAMs) Community of Practice: Concept Note*, p. 4.

事業部から報告を受けました。事業部によると、案件審査時の合意に基づき、実施機関が四半期ごとにモニタリングを実施しており、環境社会配慮については、事業部が、先方機関に確実に実施していくように対応しているとの報告を受けました。その後、ADBの担当官からも、現地調査の結果等について、情報提供を受けています。なお、同案件に関しては、JICAへの異議申立はなされていませんが、ADB、EIB、JICA間で、情報共有をしています。

III. 運営実施体制

1 異議申立審査役

異議申立審査役は、異議申立手続要綱に則り、学識経験者、産業界、日本国政府、開発途上国政府、NGO等から構成される選考委員会によって選ばれ、JICA理事長によって委嘱されています。

同要綱上、審査役は2名ないし3名置くとされています。2022年7月1日付で掛川三千代審査役(創価大学経済経営学部教授)と作本直行審査役(日本貿易振興機構・アジア経済研究所名誉研究員)、2024年9月1日付で村山武彦審査役(2026年3月まで東京科学大学環境・社会理工学院教授、同年4月から埼玉大学社会変革研究センター客員教授)が委嘱されています。

2 異議申立審査役事務局

JICAは、審査役の職務の補助、及び審査役に関する事務の処理のために、異議申立手続要綱に基づき、事務局を設置しています。

以 上